

社会福祉法人 みつばち会 役員の報酬等に関する規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人みつばち会の役員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規定でいう役員とは評議委員、理事、監事をいう。

(評議委員会・理事会出席の出席報酬)

第3条 評議員・理事が評議委員会・理事会に出席した時は別表により報酬及び実費弁償費を支払うものとする。

(役員の報酬等)

第4条 1.理事長が理事会以外の日において業務を遂行するにあたって、別表により報酬及び交
通費を支払うものとする。報酬は源泉徴収を差し引いた額を支給する。
2.理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための
業務に当たった場合は、別表により報酬並びに実費弁償費を支払うものとする。
報酬報酬は源泉徴収を差し引いた額を支給する。

(監事の報酬等)

第5条 1.監事が理事会に出席した場合、また監事の業務を遂行した場合別表により報酬並びに
実費弁償費を支払うものとする。報酬は源泉徴収を差し引いた額を支給する。

(適用除外)

第6条 施設の役員を兼務する役員は、この規定を適用しない。
但し、理事会出席の場合、実費を支払うものとする。

(改正)

第7条 本規定は、評議委員会の決議を経なければならない。

この規定は、2017年6月10日より施行する。

役員報酬の規準

別表

	報酬	実費弁償費
評議委員会・理事会出席報酬等	5,000円 4時間を超える時10,000円	2,000円
理事長業務報酬等	200,000円（月額）	実費
理事業務報酬等	5,000円 4時間を超える場合10,000円	2,000円
監事業務報酬等	5,000円 4時間を超える場合10,000円	2,000円
研修・出張旅費	5,000円 4時間を超える場合10,000円 宿泊を伴う場合1日10,000円	実費

※評議委員選任・解任委員の報酬については評議委員・理事の規定に準ずるものとする。

※理事長の理事会への出席報酬は支払わないものとする。

※上記金額は源泉徴収後の手取り金額とする。

<理事長の業務>

- ・月次報告をうける
- ・事業計画・事業報告の作成
- ・予算・決算の作成
- ・中長期計画の作成
- ・運営会議への出席
- ・施設長会議への出席
- ・施設長を除く職員の任免
- ・理事会議事録の作成
- ・法人だよりの編集
- ・法人研修の企画・運営
- ・事務報告・施設業務報告を受ける
- ・その他法人運営に関わる業務